

2026年4月6日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 相嶋■■■■、相嶋■■■■、相嶋■■■■

被告 国

弁護士 城使 洸司

報告書 (10)

(本件に関する報道の内容)

相嶋静夫氏に対する公訴提起自体が誤りであったこと、無罪を主張した静夫氏が長期間にわたって身柄拘束されたこと、この身柄拘束のために適切な医療を受けることができず、病死したことは報道機関で取り上げられ、問題提起がなされていることから、その内容についてご報告いたします。

1 2021年7月31日日経新聞記事

東京地検が、大川原社が輸出した機器が規制対象にあたるかどうか疑義が生じたと説明していること、児玉陽介公判部長が、「捜査には反省点もある」と述べたことが記載されています。

2 2021年7月31日朝日新聞記事

東京地検公判部の発表によると、大川原社長らの弁護人から指摘を受け、地検や警視庁が起訴後に改めて調べた結果、同社製品は輸出許可の必要がない可能性が浮上したこと、証拠内容がどのように影響して公訴取消しに至ったのかについて詳細の回答は控えるとしたことが記載されています。

3 2025年6月20日朝日新聞記事

警視庁鎌田徹郎副総監と東京地検森博英公安部長が大川原社本社を訪れ、森公安部長が「検察官の起訴と勾留請求で多大なるご負担をおかけした。二度とこの

ようなことが起こらないよう、適正な検察権行使に努めてまいります」と謝罪したことが記載されています。

4 2025年8月25日NHK記事

警視庁鎌田徹郎副総監と東京地検森博英公安部長が大川原社本社を訪れ謝罪したこと、最高検察庁が公表した検証結果の中で、「容態の回復は望めない重篤なものであることを把握したならば、より具体的・実質的な罪証隠滅のおそれの有無や程度を検討し、保釈の請求にあえて反対の意見を述べないなどの柔軟な対応をとることが相当であった」と記載されていることなどが報じられています。

添付資料

- 1 2021年7月31日日経新聞記事
- 2 2021年7月31日朝日新聞記事
- 3 2025年6月20日朝日新聞記事
- 4 2025年8月25日NHK記事

以上